

棚倉町の高齢者福祉サービス



どうぞお気軽に
ご相談下さい！

問合わせ先

棚倉町保健福祉センター

健康福祉課 高齢者係 ☎ 33-7801

棚倉町地域包括支援センター

☎ 33-7811

①緊急通報装置・火災報知器貸与事業

急病や災害時に緊急ボタンを押すと、サービスセンターに通報され、救援活動を行います。また、24時間体制で看護師や相談員が待機し、いつでも健康相談や心配ごと相談ができます。

■対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
ひとり暮らしの身体障がい者等

■利用料

町県民税の課税状況により自己負担がある場合があります（毎年8月に決定）
なお、非課税世帯は無料です。

※通報時の電話料、援助通報機の電気代、機器破損・紛失時は自己負担となります。なお、緊急連絡先2名の登録が必要となります。

②緊急連絡カード/携帯版・緊急カード作成

かかりつけ医や親族、関係機関等の連絡先を記したカード（A4サイズ）及び携帯版を発行します。

■対象者

65歳以上のひとり暮らしの方等

■利用料 無料

④寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具類の衛生管理が困難な方に、衛生を保つため洗濯及び乾燥消毒を行います。

■対象者（次の①～③のいずれかで寝具類の衛生管理が困難な方）

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- ②高齢者のみの世帯の方
- ③身体障がい者等

■利用回数 年2回

■利用料 経費の3割

⑤配食サービス事業

食事作りが困難な方に、安否確認及び健康保持を目的とした昼食をお届けします。

■対象者（次の①～③のいずれかで調理が困難な方）

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- ②高齢者のみの世帯の方
- ③身体障がい者の方

■利用回数 月～土曜日の昼食
最大6回/週

■利用料 1食400円

※一部地域によっては対応できない場合もあります。



③高齢者見守り標識（QRコードシール）利用事業

徘徊のおそれがある高齢者の情報を予め登録したQRコードシールを交付し、徘徊により保護された場合に早期に身元を特定できるようにします。

■対象者

おおむね65歳以上で徘徊のおそれのある方

■内 容

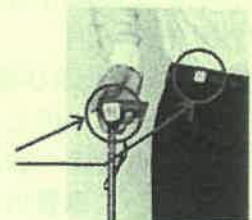
徘徊のおそれのある高齢者の情報を登録したQRコードシールを交付します。

※緊急連絡先2名の登録が必要となります。

■利用料 無料



〈QRコード見本〉



〈貼付例〉

⑥軽度生活援助事業

日常生活の援助を必要とする方に援助員（ヘルパー等）を派遣して、自立した生活を支援します。

■対象者

（次の①～③のいずれかで日常生活の援助を必要とする方）

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- ②高齢者のみの世帯の方
- ③障がい者のみの世帯の方

※介護認定者は、介護保険サービスで生活援助が行われます。

■内容 買い物や簡単な家事
除草、除雪等

■利用料 サービスに要した経費の3割

⑦家族介護用品支給事業(オムツ券等支給)

在宅で要介護高齢者を介護している家族に対し、経済的負担の軽減のため介護用品と引き換えられるクーポン券を支給します。

■対象者及び支給額

生計中心者の町県民税課税額が12万円未満の方

要介護2～3	2,000円/月
要介護4～5（課税世帯）	3,000円/月
（非課税世帯）	5,000円/月

⑧高齢者にやさしい住まいづくり助成事業 (住宅改修事業)

要介護状態にならないよう、住宅改修を実施する方に対して改修資金を助成します。

※事前の申請（施工前の写真、見積もり等）と許可が必要です。工事をする前に、町か地域包括支援センターにご相談ください。

■対象者

60歳以上の高齢者（介護保険の認定者を除く）であって、その生計中心者の所得限度額が児童手当法の所得制限限度額以下である方。

ただし、1棟につき1回限りの助成になります。

■助成の対象となる改修

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③すべり防止及び移動円滑のための床材の変更
- ④引き戸等へのとびらの取替え
- ⑤洋式便器等への取替え

■助成金 工事費の90%を助成
（限度額18万円）

⑨車いす同乗軽自動車貸出サービス

寝たきり等で自ら移動することが困難な方に対し、車いす同乗軽自動車を貸し出し、外出を支援します。

■対象者 寝たきり又は重度の障がいにより自ら移動することが困難な方

■内容 運転は原則として家族の方です。

■費用負担 無料

※事前の申請が必要となり、月2回まで使用できます。

⑩タクシー利用料金助成事業

住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、タクシー利用料金の一部を助成します。

■対象者

（本町の住民基本台帳に登録されており、町税等を滞納していない①～④のいずれか）

- ①自動車運転免許を持っていない方(65歳以上)
- ②重度障がい者の方
- ③要介護4・要介護5の介護認定を受けている方
- ④運転免許証を自主返納された方

■助成内容

基本の初乗り料金相当額510円を助成します。

助成券4枚を1月分として、申請した月から年度末までの分をまとめて交付します。（年間48枚を限度とします）

■申請窓口

産業振興課（役場2階）で随時申請を受付けます。

■お問い合わせ

産業振興課 商工係 ☎33-2113

⑪棚倉町地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者がすこやかに暮らすための総合相談窓口です。

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士が連携し高齢者の暮らしを支えています。お気軽に、何でもご相談ください！

■お問い合わせ

棚倉町保健福祉センター内 社会福祉協議会
☎33-7811



この他にも条件により受けられるサービスがあります。詳しくは高齢者係までお問い合わせください。